

航海用レーダー等の性能要件の改正

施行:H20.7.1(新造船及びレーダー等の換装)

但し、H24.11.30までに500GT未満の非国際船舶に装備した従来のレーダー等はそのまま使用可能

改正概要

航海用レーダー

1. 表示面の有効直径:10,000GT以上の船舶 340mm 320mm
2. 「表示面の大きさ」の追加
500GT未満の船舶:195mm
500GT以上10,000GT未満の船舶:270mm
10,000GT以上の船舶:340mm
3. 「一般的な電波干渉下において適切に動作するものであること」の追加
4. 測定された距離は海里単位で画面上に明瞭に表示されるものであること。ただし、1.5海里以下の距離レンジにおいてはメートル単位で距離を表示しても差し支えない。」の追加
5. 空中線を海面上15メートルの高さに設置した場合において、クラッタ(海面や雨雪等による反射波で生じる不要な映像をいう。以下同じ。)のない状況において、次に掲げる物標を、十走査中八走査以上かつ誤探知の確率は〇・〇パーセント以下で明確に表示することができ、かつ船舶が10度横揺れ又は縦揺れしたときに当該表示が著しく劣化しないものであること。
6. 2.0海里の距離にある高さ60メートルの陸地、 $\frac{1}{2}$ (7)海里の距離にある高さ6メートルの陸地及び6海里の距離にある高さ3メートルの陸地
7. 1.1(7)海里の距離にある総トン数5,000トンで高さ10メートルの船舶及び8海里の距離にある総トン数500トンで高さ5メートルの船舶
8. 3ギガヘルツ帯の電波を使用するものにあつては、3.7海里の距離にある航海用レーダー反射器を装着した高さ4メートルの小型船舶、3.6海里の距離にある高さ3.5メートルのコーナーリフレクタ付浮標、3海里の距離にある高さ3.5メートルの浮標及び3海里の距離にある長さ10メートルで高さ2メートルの船舶
9. 9ギガヘルツ帯電波を使用するものにあつては、5海里の距離にある航海用レーダー反射器を装着した高さ4メートルの小型船舶、4.9海里の距離にある高さ3.5メートルのコーナーリフレクタ付浮標、4.6海里の距離にある高さ3.5メートルの浮標及び3.4海里の距離にある長さ10メートルで高さ2メートルの船舶
10. 空中線を海面上15メートルの高さに設置した場合において、クラッタのない状況において、距離レンジの選別機の調整のみにより、空中線の位置から最小水平距離で40(50)メートル以上一海里以下の距離にある高さ3.5メートルのコーナーリフレクタ付浮標、高さ3.5メートルの浮標(総トン数5000トンの船舶、長さ10メートルの船舶及び有効反射面積10平方メートルの浮標)を、十走査中八走査以上かつ誤探知の確率は〇・〇パーセント以下で明瞭に表示することができ、かつ、船舶が10度横揺れ又は縦揺れしたときに当該表示が著しく劣化しないものであること。この場合において、複数の空中線を有する場合は、選択された空中線に対して自動的に距離の補正がなされるものであること。
11. 「クラッタのある状態においても最適かつ最も安定した性能を発揮できるものであること。」の追加
12. 「1.5海里以下のすべてのレンジで、クラッタのある状態での視認性を高める手段を有するものであること。」の追加
13. レーダーの稼働:5秒(15)以内に完全に作動する状態にあらかじめしておくことができるものであること。
14. 船首方向を示す線は、0.1(1)度以下の誤差で表示することができること。
15. 船舶自動識別装置を装備している船舶の場合の船舶識別装置からの入力に基づく物票の表示等の要件の追加
16. 捕捉物標の数の増加
電子プロット装置:10以上 20以上
自動物標追跡装置:10以上 30以上
自動衝突予防援助装置:20以上 40以上